

最終回

下水道のはなし

このコーナー今回は、トイレの水洗化とそれに伴う排水工事、下水道使用料などの問題を中心に、前回に引き続き質疑応答形式でお送りします。

下水道法で定められています。

トイレの水洗化

アーヴィング

Q1 水洗化の工事は、だれが行うのですか。また、その費用は、だれが負担するのでしょうか。

A 水洗化の工事は、建物の所有者が市の指定する工事店に申し込んで行うことになります。その費も、建物の所有者に負担していただきます。

Q2 水洗化の工事とは、具体的に何をするのですか。

A 水洗化の工事では、水洗トイレに改造する工事と、台所・風呂・水洗トイレなどから汚水を、市が設置する公共まで流すための配管工事を行っています。

Q3 水洗化の工事は、いつまでに行えば良いのですか。

A 下水道が使用できる状態になると、供用開始日を告示します。その日から三年以内に、水洗化の工事を行つていただきます。このことは、

Q4 水洗化の工事費は、どのくらいかかるのですか。

A 台所・風呂場・トイレなど、公共ますと家屋との距離、費用は、だれが負担するのでしょうか。

Q5 水洗化の工事費は、どの程度と見込んでいます。

A 工事店によつて、工事費に差がありませんか。

Q6 水洗化の工事費用に対し差はあるのですか。

A 市では、金融機関から水洗化工事資金を借りられますよう、あっせんする計画です。

Q7 水洗化の工事は、いつまでに行けば良いのですか。

A 下水道が整備されると、浄化槽から出されたもの

も下水道に流すことになります。ですから下水道使用料は、浄化槽の有無にかかわらず負担していただきます。浄化槽の維持管理に要する費用を考えると、廃止した方が良いと思います。

Q8 近々、家を新築する予定ですが、トイレはどうしたら良いのでしょうか。

A トイレは、くみ取り式に定めていますので、工事店によつて、助成措置はないのであります。

Q9 下水道使用料は、どれくらいになるのですか。また、どのような計算方法で算出するのでしょうか。

A 下水道使用料は、今後どのように算出されるのが、水洗トイレに支障があるかもしれません。

Q10 受益者負担金を払うほかに、下水道使用料も払わなければならないのですか。

A 下水道は莫大な費用で建設されます。その建設費の一部を負担していただくのが、受益者負担金です。一方、できあがつた下水道施設は、将来にわたって維持管理していくなければなりません。また、市が県に



下水道の使用料

アーヴィング

Q10 受益者負担金を払うほかに、下水道使用料も払わなければならないのですか。

今後、条例で具体的に定めます。

A 設されます。その建設費の一部を負担していただくのが、受益者負担金です。一方、できあがつた下水道施設は、将来にわたって維持管理していくなければなりません。また、市が県に

も下水道に流すことになります。ですから下水道使用料は、浄化槽の有無にかかわらず負担していただきます。浄化槽の維持管理に要する費用を考えると、廃止した方が良いと思います。

私たちが健康で快適な生活を営むためには、豊かな自然と生活環境を守り、公共用水域の水質保全を図る下水道の建設が必要不可欠です。

A 現在、全国各地で急速に下水道整備が進められています。当市でも、早期完成を目指して事業を推進していますが、多額の建設費や長期にわたる建設工事、受益者負担金、下水道使用料など、市民の皆さんのご理解とご協力がなければ解決できない問題が山積しています。

Q11 下水道使用料は、今後どうなりますか。

A そこで市では、皆さんに下水道のあらましを知つていただき、九回にわたつて「下水道のはなし」をお送りしてきましたが、紙面の関係から説明不足の点があつたことをお詫びいたします。

Q12 下水道に流した汚水の量を、どのようにして計るのですか。

A 不明の点やご意見等がございましたら、市下水道課までご連絡ください。

内線339、340
上水道を使用している家庭であればその使用量で